

5文科高第1974号
令和6年3月29日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各国公立大学長
独立行政法人大学入試センター理事長
殿

文部科学省高等教育局長
池田 貴城

大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する告示（令和6年文部科学省告示第50号）について（通知）

この度、別添1のとおり、「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する告示」（令和6年文部科学省告示第50号）が、令和6年3月29日に公布され、同日から施行されることになりました。

今回の改正では、「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件」（昭和23年文部省告示第47号）第24号において国際的な認証評価団体の認証を受けたインターナショナルスクールの12年の課程を修了した者について大学入学資格を認めているところ、同号に規定する認証評価団体としてコグニア（Cognia）を追加しました。当該団体については、以下に示す傘下の評価団体が認証を行っていることについて確認しており、以下の団体が認証したインターナショナルスクールの12年課程を修了した者についても大学入学資格が認められますので、各大学等におかれましては、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

- ・ ノース・セントラル・アソシエーション・コミッション・オン・アクレディテーション・アンド・スクール・インプルーブメント（North Central Association Commission on Accreditation and School Improvement（NCA CASI））

- ・ ノースウェスト・アクレディテーション・コミッション (Northwest Accreditation Commission (NWAC))
- ・ サザン・アソシエーション・オブ・カレッジズ・アンド・スクールズ・カウンシル・オン・アクレディテーション・アンド・スクール・インプルーブメント (Southern Association of Colleges and Schools (SACS CASI))

なお、御参考までに、別添2として今回の改正後の「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件」（昭和23年文部省告示第47号）を添付いたしますので、併せて御利用ください。

【本件問合せ先】

高等教育局大学教育・入試課法規係

電話：03-5253-4111（内線3338）